

著作者人格権

一身専属性→譲渡不可能(59条)

ただし、不行使契約は可能である。* 契約自由の原則から人格権は放棄不可→不行使契約は不可能 という論もある。

(3)著作権侵害に対する救済処置

差止請求権(112条) ← 物権的権利

- 侵害停止請求権

著作権の侵害が既に発生している場合にそれを停止させる

- 侵害予防請求権

今まさに著作権の侵害が行われようとしている場合にそれを阻止する

* 自力救済禁止の法則

→ 国家の力で自己を救済する (自分だけで勝手に処理しない)

↑ 裁判所の司法権

損害賠償請求権(114条) : 損害額の推定 = 侵害者の受けた利益

不当利益の変換請求権(民法703条)

名誉回復等の措置を請求する権利(115条)

(4)罰則

3年以下の懲役 または、300万円以下の罰金(119条)

親告罪(123条)

著作経済権 ← 譲渡可能

複製権(21条)

上演権、演奏権(22条)

上映権(22条の2)

公衆送信権(23条)

送信可能化権(23条)

口述権(24条)

展示権(25条)

頒布(はんぷ)権(26条)

譲渡権(26条の2)

貸与権(26条の3)

翻訳権、翻案権(27条)

二次的著作物の利用権(28条)

著作物の公平な使用

(fair use)

1. 著作物の保護と利用

著作権法の目的 文化的所産の公正な使用

アイデアそのものと、アイデアを表現したものは違う

→ 著作権で保護されるのは『アイデアを表現したもの』のみ。

アイデアそのものは著作権で保護されないので自由に使用できる

著作権等の権利の保護

本を古本屋で買ったり、友達から譲り受けたりするのは禁止されていない。

→ 著作者に経済的利益が伝わらない

(最初に新品が買われるとこまでしか保護されていない)

* 行き過ぎた規制は文化の発展と文化の多様性を損なう

* 著作物の利用の対価を著作者に還流させる

(著作者にやる気をおこさせる等)

著作物の保護の範囲はどのように決まるか？ → 政策判断
